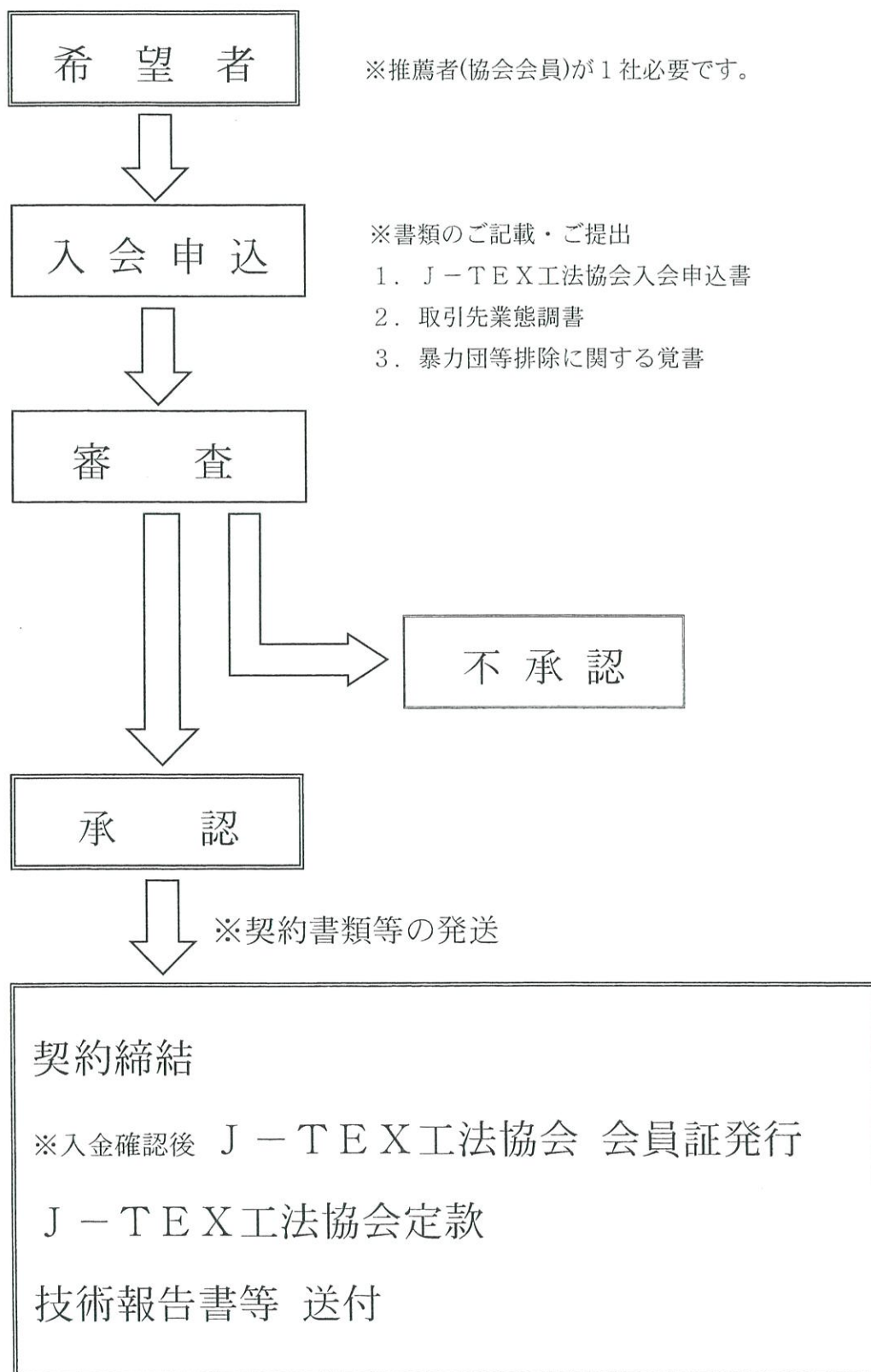


## J-T E X工法協会 ご入会プロセス



## J-TEX工法協会 入会案内

入会金	200,000円(税込) (入会時のみ)
年会費	180,000円(税込) (年1回)
技術講習会	1名当り 20,000円 (税込) 受講者には「施工技術習得修了証」を発行いたします。 更新の際の受講金額も上記と同じになります。

# J - T E X 工 法 協 会

## 入 会 申 込 書

J - T E X 工 法 協 会 会 長 殿

令和 年 月 日

私は「J - T E X 工 法 協 会」の趣旨に賛同し、定款を理解した上で、  
貴協会へ 営業会員 ・ 施工会員 として入会を申し込みます。

(↑どちらかを○でお囲み下さい↑)

申請者

住 所

社 名

㊦

代表者名

〔TEL〕

〔FAX〕

推薦者

住 所

社 名

㊦

代表者名

〔TEL〕



## 記入例

### 暴力団等排除に関する覚書

J-TEX 工法協会（以下「甲」という）と（ 御社名○○○○○○○○ ）（以下「乙」という）とは、令和 年 月 日付で締結した「実施許諾契約書」（以下「本契約」という）に基づき、暴力団等排除について、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲・乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、「暴力団等」という）ではないこと。
- (2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
- (3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監視する者が暴力団等ではないこと。
- (4) 暴力団をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

第2条 甲・乙が前条各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方は本契約または本契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。

- (1) 自らまたは第三者を使用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
- (2) 相手方に対して、自らが暴力団である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団である旨を伝えた場合

第3条 この覚書の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、さらに1ヶ年延長するものとし、以後これに準じて延長する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 福島県福島市泉字道下15番地  
J-TEX 工法協会  
会長 畑 中 光 司 印

(乙)

御社欄

印

(※本紙の日付部分は事務局で入れますので空欄で結構です。本契約書は2通ご作成下さい。  
許諾契約締結後、1通を御社お控えとして後日返送致します。)

## 暴力団等排除に関する覚書

J-TEX 工法協会（以下「甲」という）と（ ）（以下「乙」という）とは、令和 年 月 日付で締結した「実施許諾契約書」（以下「本契約」という）に基づき、暴力団等排除について、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲・乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、「暴力団等」という）ではないこと。
- （2）暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
- （3）甲または乙の事業を支配する者または事業を監視する者が暴力団等ではないこと。
- （4）暴力団をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

第2条 甲・乙が前条各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方は本契約または本契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。

- （1）自らまたは第三者を使用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
- （2）相手方に対して、自らが暴力団である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団である旨を伝えた場合

第3条 この覚書の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、さらに1ヶ年延長するものとし、以後これに準じて延長する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）福島県福島市泉字道下15番地  
J-TEX 工法協会  
会長 畑 中 光 司 印

（乙）

印

## 暴力団等排除に関する覚書

J-TEX 工法協会（以下「甲」という）と（ ）（以下「乙」という）とは、令和 年 月 日付で締結した「実施許諾契約書」（以下「本契約」という）に基づき、暴力団等排除について、次のとおり覚書を締結する。

第1条 甲・乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

- （1）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、「暴力団等」という）ではないこと。
- （2）暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。
- （3）甲または乙の事業を支配する者または事業を監視する者が暴力団等ではないこと。
- （4）暴力団をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

第2条 甲・乙が前条各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方は本契約または本契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。

- （1）自らまたは第三者を使用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合
- （2）相手方に対して、自らが暴力団である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団である旨を伝えた場合

第3条 この覚書の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲・乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、さらに1ヶ年延長するものとし、以後これに準じて延長する。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲・乙それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

（甲）福島県福島市泉字道下15番地  
J-TEX 工法協会  
会長 畑 中 光 司 印

（乙）

印